

相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書

串本町長		殿		年 月 日	
届出者	氏名				
	住所				

被相続人の相続人代表者を次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。
また、串本町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

課税台帳上の所有者 (被相続人)	氏名				宛名番号 (町で利用)	
	死亡時の住所					
	死亡年月日	年	月	日		

現所有者 (代表者)	(フリガナ)					
	氏名 (名称)				宛名番号(町で利用)	
	住所 (所在地)	〒				
	個人番号又は法人番号					被相続人との関係

生年月日 (S . H . R . 年 月 日生)

電話番号 () -

その他の現所有者 (代表者を除く)	(フリガナ)	生年月日	被相続人との続柄	住所(所在地)	相続分
		氏名) S.H.R. 年 月 日生		〒
) S.H.R. 年 月 日生		〒	
) S.H.R. 年 月 日生		〒	
) S.H.R. 年 月 日生		〒	
) S.H.R. 年 月 日生		〒	

相続登記等の予定 (□にレを入れてください)	<input type="checkbox"/> 登記完了済 <input type="checkbox"/> 登記予定あり(年 月頃) <input type="checkbox"/> 登記予定無し ※「未登記家屋」をお持ちの方や、家屋を解体した方は、税務課へご連絡ください。
---------------------------	---

※記入例を参考に太線内を記入してください。

(留意事項)

- この届出(申告書)は、相続登記が完了されるまでの間、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、不動産の所有権を確定するものではありません。
- 相続放棄をした場合は、その他の現所有者欄への記入は不要です。
- この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。
- 固定資産の所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は税務課にて手続きが必要です。

(申告書と併せてご提出していただく書類)

- 被相続人と代表者の関係がわかる戸籍謄本(本籍地が串本町外のみ)の写し(任意)
- 【相続放棄した場合】相続放棄申述受理通知書
- 【遺産分割協議が完了した場合】遺産分割協議書または遺贈などがあったことを確認できる書類

記入例		相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書		記入日	
串本町長 殿		窓口に来た人 郵送した人		令和3年2月7日	
		届出者	氏名	串本 太郎	
			住所	串本町串本1800	
被相続人の相続人代表者を次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。 また、串本町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。					
課税台帳上の所有者 (被相続人)	氏名	串本 一郎		宛名番号 (町で利用)	
	死亡時の住所	串本町串本1800		自署にてご記入ください	
	死亡年月日	令和 3年1月2日			
現所有者 (代表者)	(フリガナ)	クシモト ハナコ		宛名番号(町で利用)	
	氏名 (名称)	串本 花子		生年月日(☉ H. R. 17年 1月 1日生)	
納税通知書 受取人	住所 (所在地)	〒649-3592 串本町串本1800		電話番号(0735)62 - 0000	
	個人番号又は法人番号				被相続人との関係 妻
その他の現所有者 (代表者を除く)	(フリガナ)	生年月日	被相続人との続柄	住所(所在地)	相続分
	(クシモト タロウ) ☉	H.R.44年4月4日生	長男	〒649-3592 串本町串本1800	
	串本 太郎				
	(コザ ジロウ) S(H)	R.46年7月4日生	次男	〒649-4115 串本町古座279-7	
	古座 二郎				
「その他の現所有者」欄について、遺産分割協議が終了していない場合は、相続人全員の記載をお願いします。 ※書き切れない場合は、任意の用紙にご記入し、提出ください。					
相続登記等の予定 (□にレを入れてください)		<input type="checkbox"/> 登記完了済 <input checked="" type="checkbox"/> 登記予定あり(3年 3月頃) <input type="checkbox"/> 登記予定無し ※「未登記家屋」をお持ちの方や、家屋を解体した方は、税務課へご連絡ください。			

※記入例を参考に太線内を記入してください。

(留意事項)

- この申告書(申告書)は、相続登記が完了されるまでの間、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、不動産の所有権を確定するものではありません。
- 相続放棄をした場合は、その他の現所有者欄への記入は不要です。
- この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります。
- 固定資産の所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は税務課にて手続きが必要です。

(申告書と併せてご提出していただく書類)

- 被相続人と代表者の関係がわかる戸籍謄本(本籍地が串本町外のみ)の写し(任意)
- 【相続放棄した場合】相続放棄申述受理通知書
- 【遺産分割協議が完了した場合】遺産分割協議書または遺贈などがあったことを確認できる書類